

TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 令和2年5月7日発行

有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp

担当: 池田 翔

〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 アケビ南森町6F

TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302

住宅ローン控除及び寄付金控除の税制措置

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、緊急事態宣言が全国に拡大するなど危機的な状況が継続しています。当初5月6日までだった緊急事態宣言が同月31日に延長され、先行きが見通せない中、新型コロナウイルス感染症の社会経済に与える影響が甚大なものであることに鑑み、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講じられました。今回はその中から「住宅ローン控除」「寄付金控除」の税制措置についてご説明致します。

1. 住宅ローン控除の適用要件の弾力化（所得税）

(1) 需要変動平準化のための住宅ローン控除の特例の適用（令和3年分以後の所得税について適用）

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等への対応として、住宅ローンを借り入れて新築した住宅、取得した建売住宅又は中古住宅、増改築等を行った住宅（以下「住宅等」とする）に令和2年12月末までに入居できなかった場合でも、次に掲げる要件を満たす場合には、控除期間が13年に延長された住宅ローン控除を適用することができます。（住宅ローン控除のその他の要件等の詳細につきましては前回発行のNO.500をご参照ください）

新型コロナウイルス感染症の影響によって住宅等への入居が遅れたこと

一定の期日（1）までに新築、建売住宅・中古住宅の取得、増改築等に係る契約を行っていること

令和3年12月末までの間に の住宅に入居していること

1. 一定の期日...新築の場合は令和2年9月末、新築以外の場合は令和2年11月末までとなっております。

(2) 中古住宅取得から6ヶ月以内の入居を求める要件の緩和（令和2年分以後の所得税について適用）

住宅ローンを借りて取得した中古住宅について、その取得の日から入居までに6ヶ月超の期間が経過していた場合でも、次に掲げる要件を満たす場合には、住宅ローン控除を適用できます。

取得後に増改築等を行った中古住宅への入居が、新型コロナウイルス感染症の影響によって遅れたこと。

の増改築等の契約が、中古住宅取得の日から5ヶ月後まで又は令和2年6月30日までに行われていること。

の増改築等の終了後6ヶ月以内に、当該住宅に入居していること。

2. 住宅ローン控除の適用要件の弾力化（住民税）

現行は、住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除します。新型コロナウイルス感染症の影響で上記の1が講じられる場合には、その対象者についても、住宅ローン控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除できます。

控除限度額は所得税の課税総所得金額等の7%（最高13.65万円）で所得税と同様、やむを得ない場合の令和3年12月末入居までの措置です。

3. 中止等されたイベントに係る入場料等の払戻請求権を放棄した者への寄付金控除の適用

チケット代金の払戻しを受けず、アーティスト等の主催者に対して寄付した場合に、寄付金控除が受けられる制度が創設されました。

(1) 国税

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した結果、主催者に大きな損失が生じている状況を踏まえ、文化芸術・スポーツに係る一定のイベントの入場料等について、観客等が払戻請求権を放棄し、主催者から交付される「指定行事証明書」、「払戻請求権放棄証明」の2種類の証明書を添付して確定申告をすることによって、当該放棄した金額について、寄付金控除（所得控除及び税額控除）の対象とされます。

1. 不特定かつ多数の者を対象とするイベントであって、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに日本国内で開催する予定だったものであり、かつ、現に中止等されたものが対象となります。

2. 本特例を用いた寄付金控除の対象金額は上限20万円です。その他の要件については、現行の寄付金控除と同様となっております。

(2) 地方税：個人住民税における対応

所得税において寄付金控除の対象となるもののうち、住民の福祉の増進に寄付するものとして当該地方公共団体の条例で定めるものについて、当該地方団体の個人住民税の税額控除の対象となります。税額控除割合は合計最大で10%（道府県民税4%・市町村民税6%）となっております。

指定都市に住所を有する者については、道府県民税2%・市民税8%となっております。

本特例を用いた寄付金控除の対象金額（対象となる寄付金額）は、所得税と同様の上限となっております。